

(準備行為)

第六条 新標準化法第二十二條第一項の認定を受けようとする者は、施行日前においても、同条第二項の規定の例により、その認定の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の認定の申請があつた場合には、施行日前においても、新標準化法第二十二條第三項の規定の例により、その認定をすることができ、この場合において、その認定を受けた者は施行日において同条第一項の認定を受けたものとみなす。

3 主務大臣は、施行日前においても、新標準化法第二十二條、第十一條から第十三條まで及び第十九條の規定の例により、新標準化法第二十二條第一項に規定する産業標準（旧標準化法第二十二條に規定する産業標準に該当するものを除く）を制定し、これを公示することができる。

4 前項の規定により定められた産業標準は、施行日において新標準化法第十一條の規定により制定され、新標準化法第十九條の規定により公示されたものとみなす。

(登録試験事業者等の試験所の登録に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧標準化法第五十七條第一項又は第六十五條第一項の登録を受けている者は、それぞれ新標準化法第五十七條第一項又は第六十六條第一項の登録を受けたものとみなす。この場合において、当該登録の有効期間は、それぞれ旧標準化法第五十九條第一項又は旧標準化法第六十五條第二項において準用する旧標準化法第五十九條第一項の登録の有効期間の残存期間とする。

(製品試験に係る証明書に付した標章に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に旧標準化法第五十八條第一項又は旧標準化法第六十五條第二項において準用する旧標準化法第五十八條第一項の規定により製品試験に係る証明書に付されている標章は、それぞれ新標準化法第五十八條第一項又は新標準化法第六十六條第二項において準用する新標準化法第五十八條第一項の規定により製品試験等に係る証明書に付されたものとみなす。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

第九条 附則第三條から第五條まで、第七條及び前條に規定するもののほか、施行日前に旧標準化法（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつて、新標準化法（これに基づく命令を含む。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(発明の新規性喪失の例外期間の延長に関する経過措置)

第十条 特許法第二十九條第一項各号のいずれかに該当するに至つた日が、附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）の六月前の日前である発明については、第三條の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の特許法（附則第十六條において「第二号新特許法」という。）第三十條第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特許料の特例に関する経過措置)

第十一条 第三條の規定（附則第一條第四号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の特許法第九條の二第一項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び附則第十五條において「第四号施行日」という。）以後に出願審査の請求をする特許出願に係る特許料について適用し、第四号施行日前に出願審査の請求をした特許出願に係る特許料については、なお従前の例による。

(意匠の新規性喪失の例外期間の延長に関する経過措置)

第十二條 意匠法第三條第一項第一号又は第二号のいずれかに該当するに至つた日が、第二号施行日の六月前の日前である意匠については、第四條の規定（附則第一條第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の意匠法第四條第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(電磁的方法によるパリ条約に基づく優先権主張の手続に関する経過措置)

第十三條 第四條の規定（附則第一條第五号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の意匠法第十五條第一項及び第六十條の十の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にする意匠登録出願について適用し、同日前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

(商標法の一部改正に伴う経過措置)

第十四條 第五條の規定（附則第一條第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の商標法（以下この条において「新商標法」という。）第十條第一項（商標法第六十八條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、第二号施行日以後にする新商標法第十條第一項の新たな商標登録出願について適用する。

(国際出願に係る手数料の特例に関する経過措置)

第十五條 第七條の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八條の二の規定は、第四号施行日以後にする国際出願に係る手数料について適用し、第四号施行日前にした国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

(考案の新規性喪失の例外期間の延長に関する経過措置)

第十六条 実用新案法（昭和三十四年法律第二百三十三号）第三條第一項各号のいずれかに該当するに至つた日が、第二号施行日の六月前の日前である考案については、同法第十一條第一項において準用する第二号新特許法第三十條第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(消防法の一部改正)

第十九條 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第八條の三第一項中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項中「以下この条」を「第四項」に、「同項」を「前項」に、「附する」を「付する」に改め、同条第三項中「附する」を「付する」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「以下この条」を「次項及び第五項」に、「同項」を「前項」に、「附して」を「付して」に改め、同条第四項及び第五項中「附されて」を「付されて」に改める。

(建築基準法の一部改正)

第二十條 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第三十七條中「二」を「いづれかに」に改め、同条第一号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(関税法の一部改正)

第二十一條 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六十九條の二第一項第四号及び第六十九條の十一第一項第十号中「又は第十号から第十二号まで」を「第十号、第十七号又は第十八号」に、「第八号」を「第九号」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第二十二條 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百十三号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「又は製品試験」を「又は製品試験等」に改め、同号（中）「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十九條第一項」を「第三十條第一項」に、「第二十條第一項（登録認証機関の登録）」を「第二十三條第一項から第三項まで」を「第三十一條第一項（登録認証機関の登録）」、「第三十二條第一項から第三項まで（登録認証機関の登録）」、「第三十三條第一項（登録認証機関の登録）」を「第三十七條第一項から第六項まで」に改め、同号（中）「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「製品試験」を「製品試験等」に改め、同号（中）「工業標準化法第六十五條第一項」を「産業標準化法第六十六條第一項」に、「製品試験」を「製品試験等」に改める。